

2023年度決算の傾向と死亡率改正の影響について

年金信託部 数理企画チーム

三井住友信託銀行が総幹事をお引き受けしている確定給付企業年金の2023年度決算結果の概要及び財政検証結果の傾向をご報告いたします(対象先492件)。また、後半では、2025年3月に予定されている死亡率の改正が年金制度に与える影響をご紹介します。

1.確定給付企業年金・財政決算結果の概要

(1)財政状況の改善・悪化状況

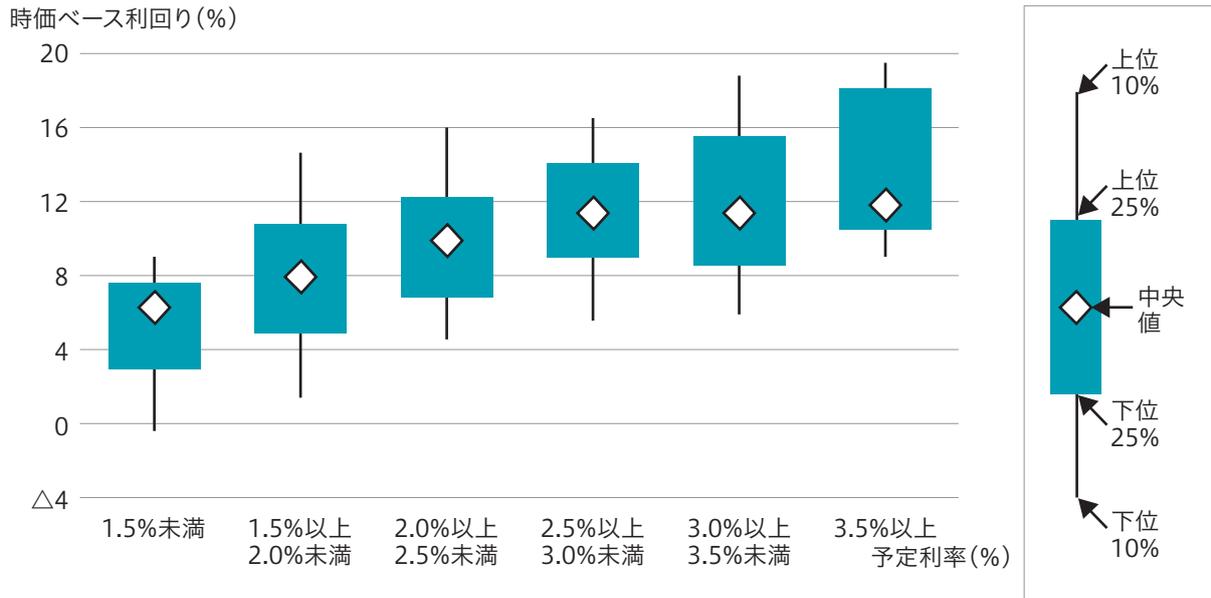
全体のうち、当年度に不足が発生した制度は2%にとどまりました。その主な要因は良好な運用環境を背景とした運用差益(利差益)であり、当年度の時価ベース利回りの平均値(+10.6%)は予定利率の平均値(2.3%)を大きく上回っております【図表1】。【図表2】は予定利率ごとの時価ベース利回りを示したものとなります。概ねそれぞれの予定利率を上回る高い時価ベース利回りを獲得しました。

【図表1】財政状況及び時価ベース利回りと予定利率(平均値)

決算期	当年度に不足が発生した制度の割合	時価ベース利回り(平均値)	予定利率(平均値)
2024/3末	2%	+10.6%	2.3%

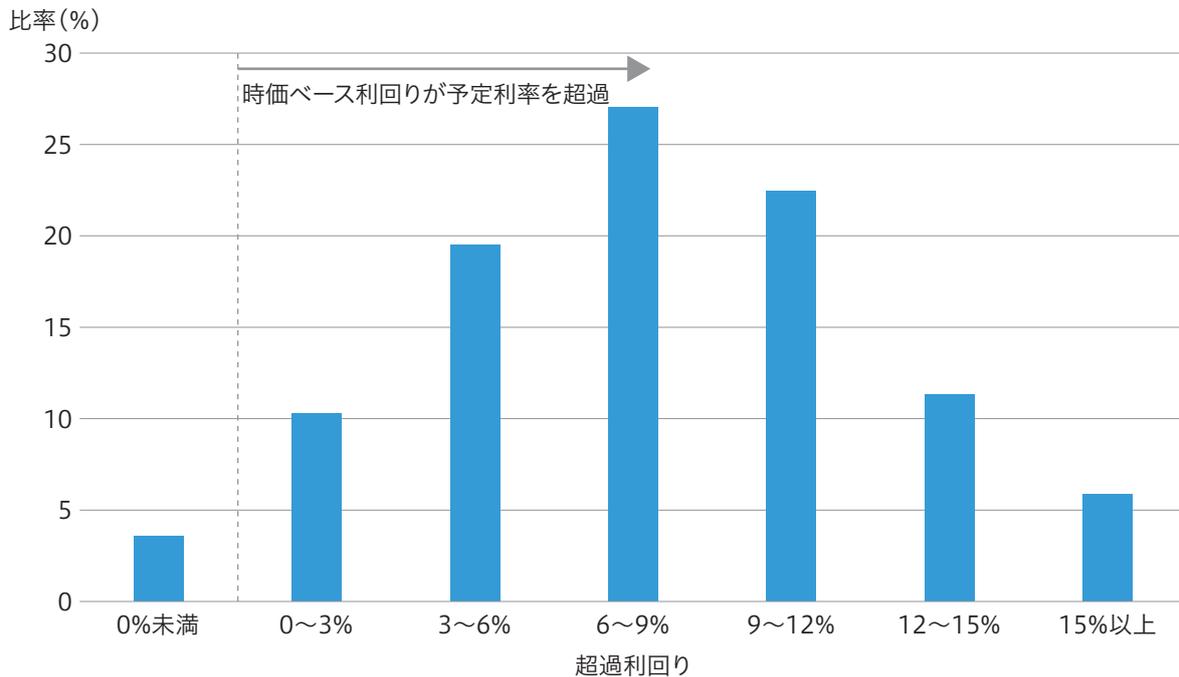
(※)純資産額から実質的な積立目標額を控除した額が増加(減少)した場合を当年度剰余(当年度不足)としています。

【図表2】 予定利率ごとの時価ベース利回り



【図表3】は予定利率を超過して獲得した利回りの分布を示したものとなります。全体の97%の制度が予定利率を上回る利回りを獲得しました。

【図表3】 超過利回り(時価ベース利回り-予定利率)の分布



(2) 継続基準による積立水準の傾向

継続基準による積立水準の検証は、純資産額と責任準備金を比較して次の判定を行います。

【継続基準による積立水準の検証】
 純資産額 < 責任準備金 ➡ 継続基準に抵触

【財政再計算の実施要否の検証】
 数理上資産額^(※) + 許容繰越不足金 < 責任準備金
 ➡ 財政再計算の実施が必須

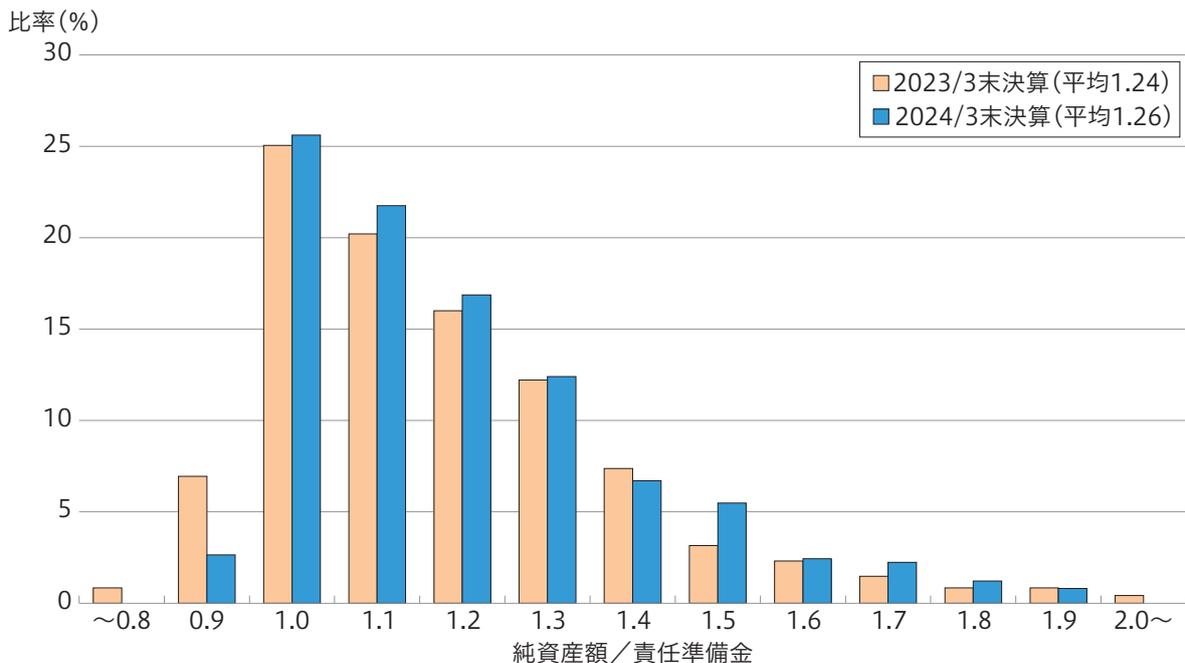
(※) 積立金の評価に時価方式を用いている場合、純資産額と同額になります。

当年度の継続基準の積立水準は1.26(平均値)となっており、前年度の1.24(平均値)から上昇する結果となっています。また、継続基準に抵触している制度の割合は前年度の8%から5ポイント減少し、3%となり、財政再計算の実施が必要な制度は0.8%から0.2%まで減少しました。前年度と同様に多くの制度において掛金の洗い替えが不要であったことが確認できます【図表4及び図表5】。

【図表4】継続基準の積立水準(平均値等)

決算期	純資産額÷責任準備金 (平均値)	継続基準 抵触割合	財政再計算の実施が 必要な制度の割合
2024/3末	1.26	3%	0.2%
2023/3末	1.24	8%	0.8%
増減	+0.02	△5ポイント	△0.6ポイント

【図表5】継続基準の積立水準(分布)



(※) グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

行政報告上の継続基準では、多くの制度において剰余が未認識のまま責任準備金に含まれるため、積立水準の上昇は0.02ポイントにとどまっていますが、実質的な(剰余を認識した場合の)継続基準では、0.13ポイント上昇していることがわかります【図表6及び図表7】。

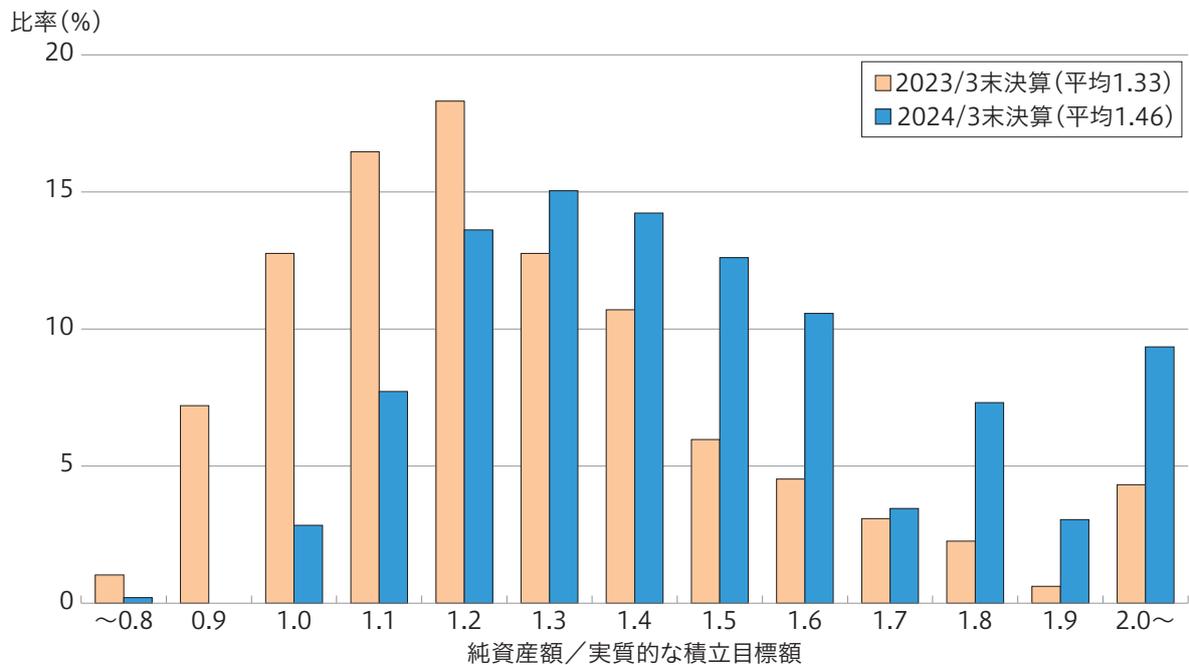
また、純資産が実質的な積立目標を下回っている制度の割合は前年度の8%から5ポイント減少し3%になりました。

【図表6】実質的な積立水準(平均値等)

決算期	純資産額-実質的な積立目標額 (平均値)	純資産額が実質的な積立目標額を 下回っている割合(注)
2024/3末	1.46	3%
2023/3末	1.33	8%
増減	+0.13	△5ポイント

(※)純資産額が実質的な積立目標額を下回っている状況は継続基準抵触と同じです。

【図表7】実質的な積立水準(分布)



(※)グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

(3) 非継続基準による積立水準の傾向

非継続基準による積立水準の検証は、純資産額と最低積立基準額を比較して次の判定を行います。

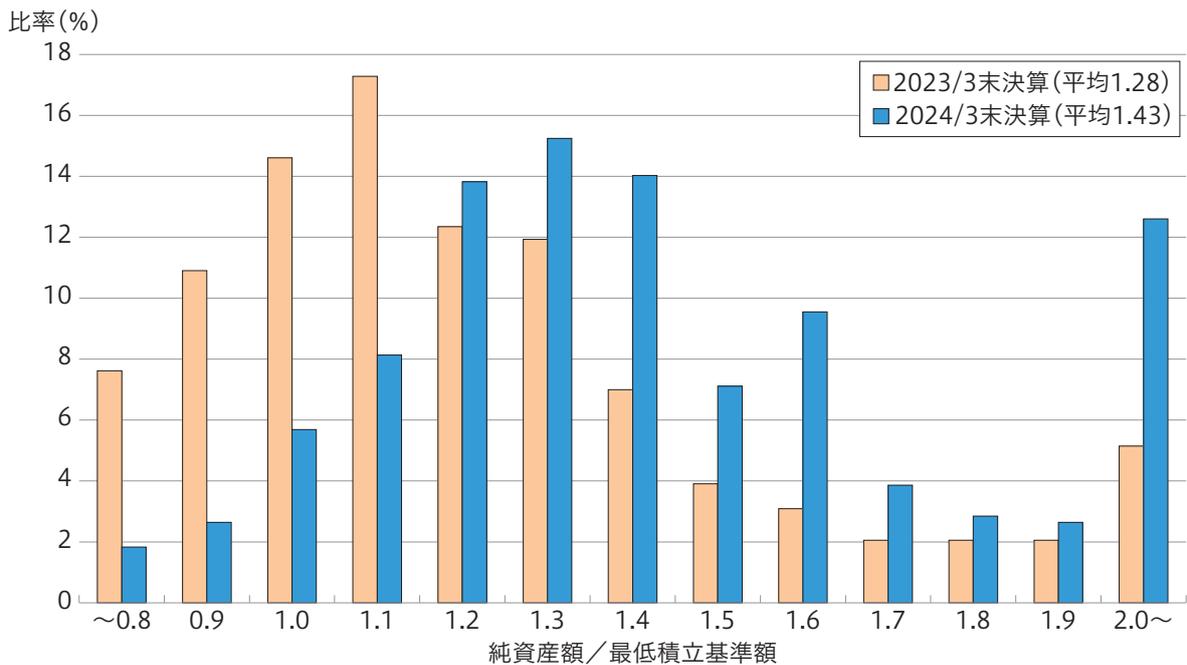
【非継続基準による積立水準の検証】
 純資産額 < 最低積立基準額
 ➡ 非継続基準に抵触(追加掛金の算定が必要)
 ただし、「純資産額 \geq 最低積立基準額 \times 0.90」かつ過去3事業年度のうち2事業年度以上で、「純資産額 \geq 最低積立基準額」を満たす場合は、非継続基準に抵触していないものとして取り扱う。

当年度の非継続基準の積立水準は1.43(平均値)となっており前年度の1.28(平均値)から上昇しています。「純資産額 < 最低積立基準額」となっている制度の割合は、前年度の19%から10ポイント減少し、9%となり、非継続基準に抵触している制度(前記に加えて過去3事業年度の積立要件に未達)の割合も同様に前年度から減少していることがわかります【図表8及び図表9】。

【図表8】非継続基準の積立水準(平均値等)

決算期	純資産額÷最低積立基準額 (平均値)	純資産額が 最低積立基準額を 下回っている割合	積立水準を確保するための 措置が必要な制度
2024/3末	1.43	9%	8%
2023/3末	1.28	19%	16%
増減	+0.15	△10ポイント	△8ポイント

【図表9】非継続基準の積立水準(分布)

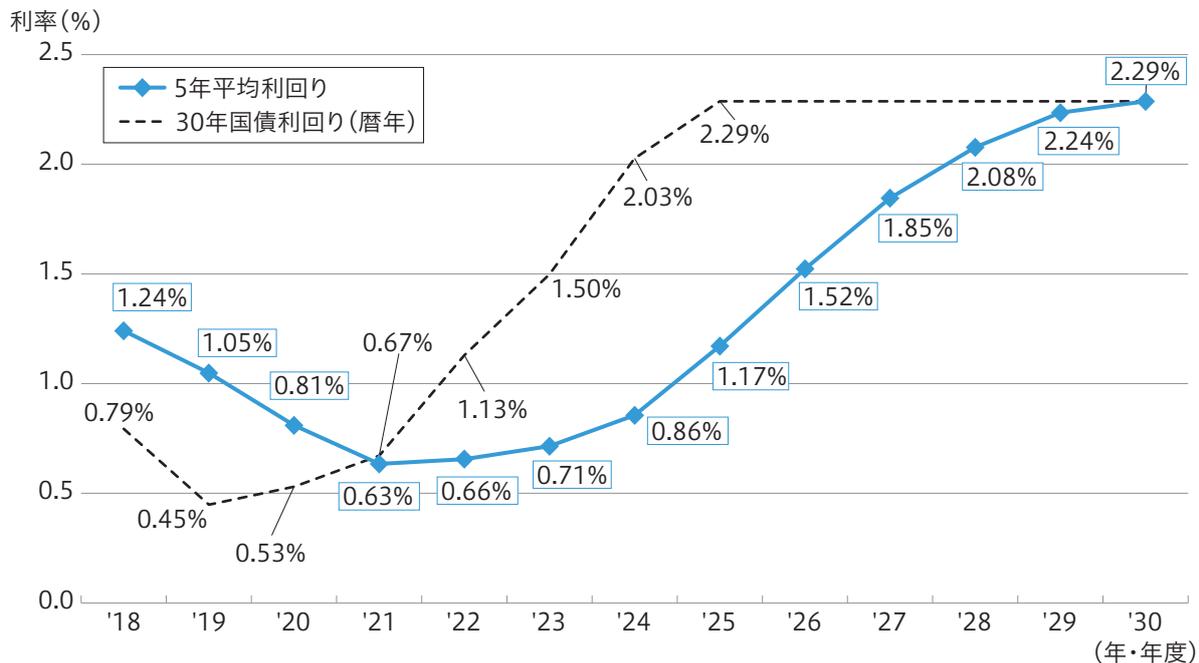


(※) グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

なお、非継続基準の積立水準の変動要因については、主に運用実績によるものと最低積立基準額の算定に用いる予定利率の変動によるものが挙げられますが、ここでは特に後者の予定利率の変動について今後の傾向および最低積立基準額の減少要因、積立水準の上昇要因となることを確認します。

最低積立基準額は最低保全給付(基準日までの加入者期間に係る給付)を割り引くことによって算定しますが、その割引に用いる予定利率は、継続基準に用いる予定利率(責任準備金を算定する予定利率)とは異なり、30年国債応募者利回りの過去5年間の実績値に基づき毎年見直されます。これまでは過去の低金利環境による予定利率の低下が最低積立基準額の増加要因(非継続基準の積立水準の低下要因)となってきましたが、金利が2019年を底に上昇に転じたことにより、昨年度以降は予定利率が上昇に転じており、最低積立基準額の減少要因(非継続基準の積立水準の上昇要因)となります【図表10】。

【図表10】最低積立基準額の算定に用いる予定利率の傾向



(※1) 2025年3月末決算以降の利回りは「2024年12月の30年国債応募者利回り(2.287%)」が今後も継続すると仮定した執筆時点の予測値を表示

(※2) 2023年4月～2024年3月を2023年度として表示

(4) 積立超過基準による積立水準の傾向

積立超過基準による積立水準の検証は、数理上資産額と積立上限額を比較して次の判定を行います。

【積立超過基準による積立水準の検証】

○STEP1

- 数理上資産額 > 数理債務に1.5を乗じた額
 - 数理上資産額 > 最低積立基準額に1.5を乗じた額
- ⇒ 上記両方に該当する場合、STEP2へ

○STEP2

保守的な前提^(※1)で数理債務を算定…①

(※1)以下の基礎率を使用して算定

- 予定利率: 基準日における下限予定利率
 - 死亡率: 基準日における基準死亡率に法令で定める率を乗じた率
- 数理上資産額 > ①に1.5を乗じた額
- ⇒ 積立超過基準に抵触(掛金引き下げ^(※2)が必要)
- (※2)通常の掛金額から積立超過額に相当する額を控除

STEP2における数理債務は下限予定利率(2023年度決算は0.0%)などの保守的な基礎率を用いて算定するため、基準値となる積立上限額は通常の数理債務や最低積立基準額に対して高水準(今回の算定対象では平均2.5倍程度)の額となります。

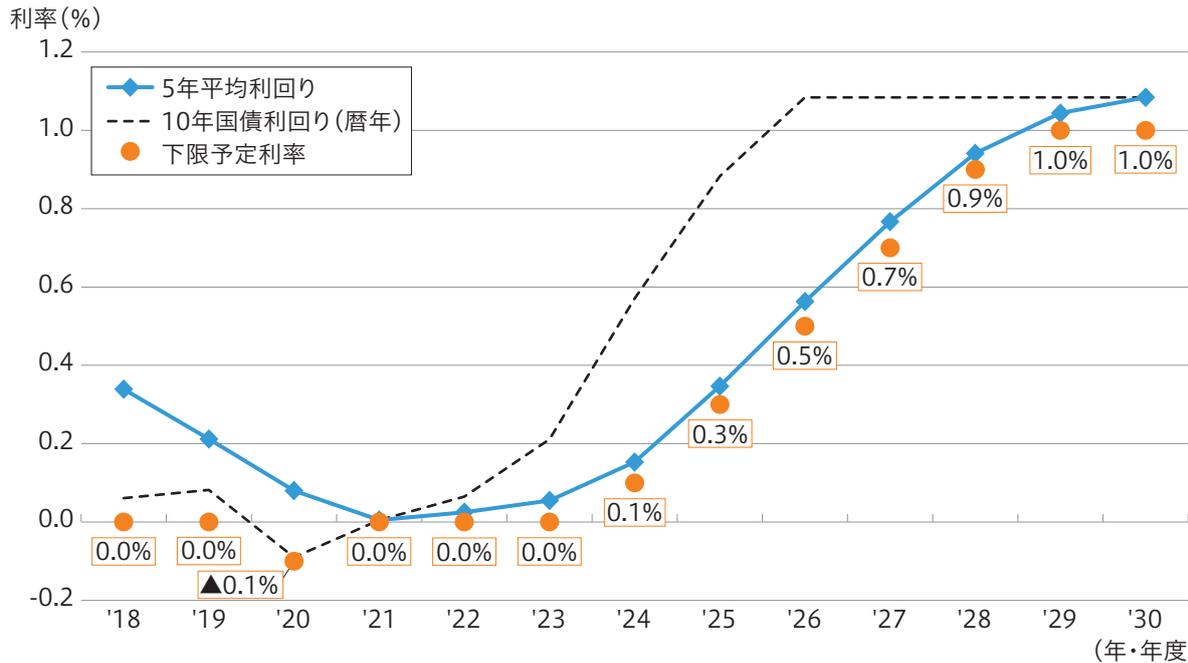
2023年度において、実際に掛金の控除を行うこととなった先は、2制度と限定的でした。しかし、STEP2による検証が必要であった先は39件/486件(2022年度)から85件/492件(2023年度)と増加しています。

これは市場環境が好調であったことが要因と考えられます。好調な市場環境が継続した場合、引き続きSTEP2の検証が必要になる制度が増加することが考えられます。

また、足元は下限予定利率が上昇しているため、STEP2で算定される数理債務が低くなる傾向にあることから、積立超過基準に抵触しやすくなることが予想されます【図表11】。

仮に、STEP2において使用する下限予定利率が1.0%になった場合、積立超過基準に抵触する先は、今回の2制度(下限予定利率0.0%にて算定)から21制度に増加する見込みです。

【図表11】下限予定利率の傾向



(※1) 2025年度以降の利回りは「2024年12月の10年国債応募者利回り(1.084%)」が今後も継続すると仮定した執筆時点の予測値を表示

(※2) 2023年4月～2024年3月を2023年度として表示

2. 基準死亡率の改正とその影響について

ここまで、各種財政状況につき、概ね良好である旨を確認してきましたが、終身年金を支給する確定給付企業年金制度(以下、DB制度)につきましては、昨今の長寿化の影響がどの程度なのか見ておく必要があります。

DB制度では死亡率の改正が2025年3月に予定されており、DB制度の掛金や数理債務のみならず退職給付会計の退職給付債務等にも影響があります。

本章では、死亡率の改正がこれらに与える影響について、モデルケースを用いて考察します。

また、最後に、長寿化が老後資金へ与える影響等についても考察します。

(1) 死亡率の改正について

DB制度における死亡率は「財政の現況及び見通し」(厚生年金本体における財政検証)の前提となる死亡率をもとに定められています。昨年、「財政の現況及び見通し」が公表されたことから、2025年3月にDB制度における死亡率も改正される予定です。

【図表12】は直近3回の死亡率(2025年改正/2020年改正/2015年改正)における60歳、65歳、70歳の平均余命(該当年齢の方が平均的に何年生きるかを示す指標)を表しています。もともと日本は長寿大国と評されていますが、平均余命は更に延伸し、最新の死亡率では60歳以上の女性は90歳以上、男性は85歳以上まで平均的に生存します。このことから、今回の改正により死亡率が改善していることが伺えます。一方、今回改正による平均余命の改善幅と前回改正による平均余命の改善幅を比較すると、男子の改善幅は鈍化していることが確認できます。

【図表12】新旧死亡率による平均余命の比較

(単位:年)

死亡率	60歳		65歳		70歳		
	平均余命	変動幅	平均余命	変動幅	平均余命	変動幅	
男子	2025年改正	24.80	+0.33	20.63	+0.35	16.69	+0.51
	2020年改正	24.47	+0.84	20.28	+0.73	16.18	+0.53
	2015年改正	23.63	-	19.55	-	15.65	-
女子	2025年改正	30.06	+0.39	25.51	+0.43	21.06	+0.57
	2020年改正	29.67	+0.37	25.08	+0.32	20.49	+0.17
	2015年改正	29.30	-	24.76	-	20.32	-

(2)モデルケースを用いた死亡率改正の定量分析

ここからは、前節で確認した死亡率の改正がDB制度の年金財政や退職給付会計に与える影響を、仮想的な制度をモデルケースとして定量的に確認します。

なお、仮想的な制度の給付設計は【図表13】、年金財政及び退職給付会計における計算前提は【図表14】の通りです。死亡率の改正の影響は終身年金を採用しているDB制度において顕著となりますので、本章では保証付き終身年金を採用している制度を仮定しております。

【図表13】仮想的な制度の給付設計

給付設計	前提
給付水準(定年)	2,000万円
定年年齢	60歳
給付/据置利率	2.5%
年金給付形態	20年保証終身年金
支給開始年齢	60歳
年金支給要件	20年以上

【図表14】仮想的な制度における計算前提

年金財政	計算前提	退職給付会計	計算前提
財政方式	加入年齢方式	期間帰属方法	給付算定式基準
予定利率	2.5%	割引率	2.0%
脱退率	全年齢一律5%	脱退率	全年齢一律5%
死亡率	男子	死亡率	男子
新規加入	22歳/100名	一時金選択率	50%
一時金選択率(※1)	50%		

(※1)債務評価上は0%を使用

(※2)加入者数:1,683名、受給者数:538名(上記前提における定常状態)

(2-1)年金財政への影響

まず、今回の死亡率の改正が足元の年金財政(掛金および数理債務)に与える影響を確認します。

【図表15】にまとめている通り、仮想的な制度では死亡率の改正により、標準掛金年額は0.7%増加、数理債務は1.5%増加します。これは、今回の死亡率の改正に伴って、死亡率が改善し平均余命が延伸することにより、将来の給付見込みが増加するためです【図表16】。

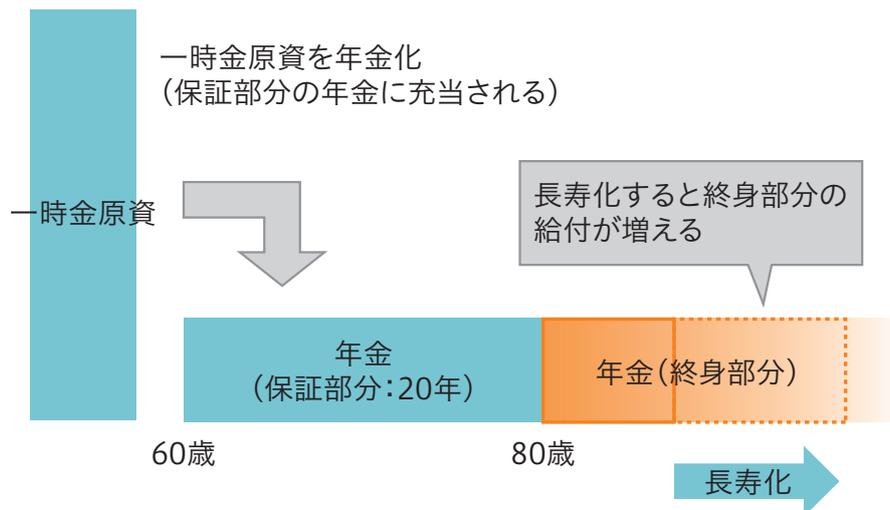
なお、死亡率の改正が標準掛金額に与える影響は数理債務に与える影響より小さいですが、これは標準掛金額が加入者を対象としている一方で、数理債務は受給権者も対象としているためです。受給権者は全員死亡率の改正が影響する一方、加入者は年金受給資格を得る前に資格喪失し一時金給付を受ける確率、すなわち死亡率の改正の影響をほとんど受けない確率も考慮するため死亡率の改正の影響は小さくなります。

【図表15】死亡率の改正による影響(標準掛金年額、数理債務)

(金額単位:億円)

項目	改正前	改正後	変動率
標準掛金年額	6.25	6.30	+0.7%
数理債務	185.7	188.4	+1.5%

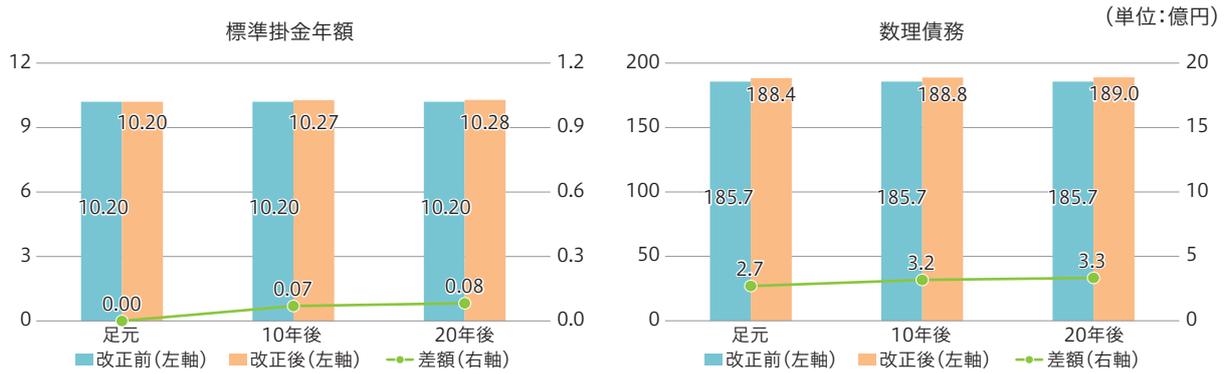
【図表16】長寿化による給付見込み増加のイメージ図



続いて、死亡率の改正前後における将来シミュレーションを通じて、死亡率の改正の影響を中長期的な目線で確認します。

【図表17】にまとめている通り、掛金、数理債務のいずれも死亡率の改正前後の差額は経年で拡大しますが、拡大幅は小さく、中長期的な目線における死亡率の改正の影響は限定的と言えます。

【図表17】標準掛金年額、数理債務のシミュレーション



(※) 加入者等の人員推移の算定に使用した死亡率と債務および標準掛金率の算定に使用した死亡率は同一としています。

(2-2) 退職給付会計への影響

続いて、今回の死亡率の改正が退職給付会計(退職給付債務および勤務費用)に与える影響を日本基準、国際会計基準それぞれで確認します。

日本基準における退職給付債務計算の実務では、「企業年金(確定給付企業年金・厚生年金基金)の財政運営に用いられる死亡率」を使用して計算することが一般的です。一方、国際会計基準では「死亡率の将来の変化」を織り込んで債務計算をすることとされており、弊社では国立社会保障・人口問題研究所が作成する「将来生命表(将来における死亡率を予想したもの)」を参考に推計した死亡率を使用して計算しています。

【図表18】では日本基準における影響をまとめています。前述の年金財政における数理債務と同様に、死亡率の改善により給付見込みが増加するため、退職給付債務は1.2%増加、勤務費用は0.5%増加します。

なお、死亡率の改正が勤務費用に与える影響は退職給付債務に与える影響より小さいですが、これは、勤務費用には受給権者の影響が含まれないからです。加入者は年金を選択する50%の者のみ死亡率の改正が影響するのに対し、受給権者は全員死亡率の改正が影響します。

【図表18】日本基準における死亡率の改正による影響(退職給付債務、勤務費用)

(金額単位:億円)

項目	改正前	改正後	変動率
退職給付債務	188.1	190.4	+1.2%
勤務費用	6.24	6.27	+0.5%

一方、【図表19】では国際会計基準における影響をまとめています。退職給付債務はほぼ横ばい、勤務費用は0.3%程度の増加にとどまります。これは、国際会計基準では予め死亡率の将来の変化、すなわち、死亡率の改善を既に織り込んでいることから、死亡率改定の影響は小さいものとなります。

【図表19】国際会計基準における死亡率の改正による影響(退職給付債務、勤務費用)

(金額単位:億円)

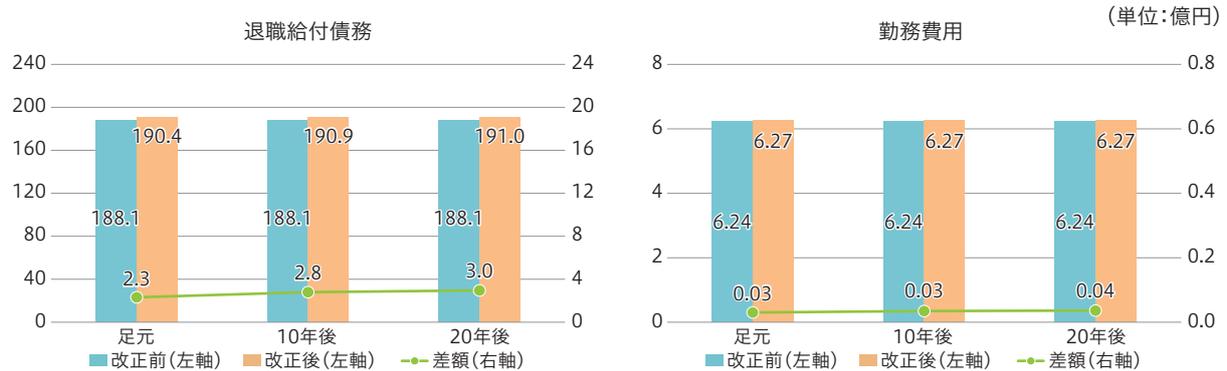
項目	改正前 (将来変化)	改正後 (将来変化)	変動率
退職給付債務	197.0	197.0	+0.0%
勤務費用	6.42	6.44	+0.3%

続いて、死亡率の改正前後における将来シミュレーションを通じて、死亡率の改正の影響を中長期的な目線で確認します。

なお、この将来シミュレーションにおいて、加入者等の人員推移に使用する死亡率と退職給付債務等算定に使用する死亡率とは改正前後それぞれで同一のものを使用しております。

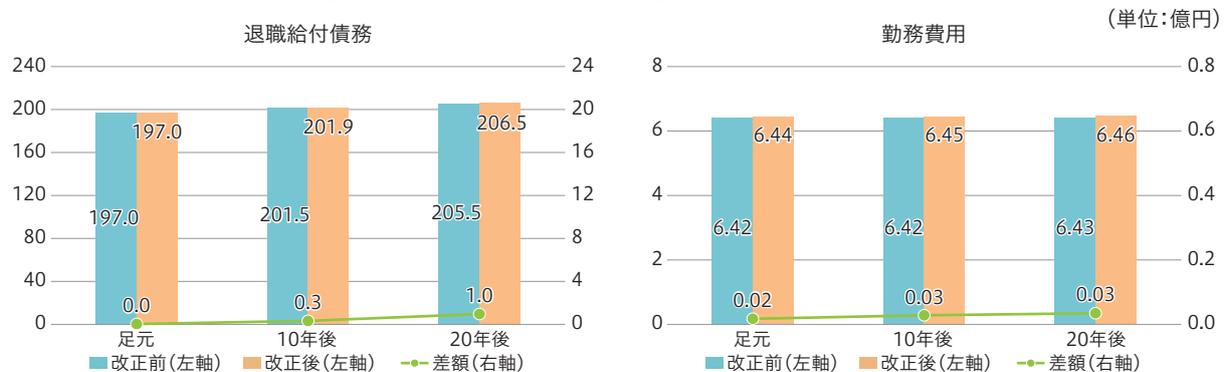
【図表20】【図表21】にまとめている通り、会計基準によらず、退職給付債務、勤務費用いずれも死亡率の改正前後の差額は経年で拡大しますが、拡大幅は小さく、中長期的な目線における死亡率の改正の影響は限定的と言えます。

【図表20】日本基準における退職給付債務、勤務費用のシミュレーション



(※) 加入者等の人員推移の算定に使用した死亡率と債務および費用の算定に使用した死亡率は同一としています。

【図表21】国際会計基準における退職給付債務、勤務費用のシミュレーション



(※) 加入者等の人員推移の算定に使用した死亡率と債務および費用の算定に使用した死亡率は同一としています。

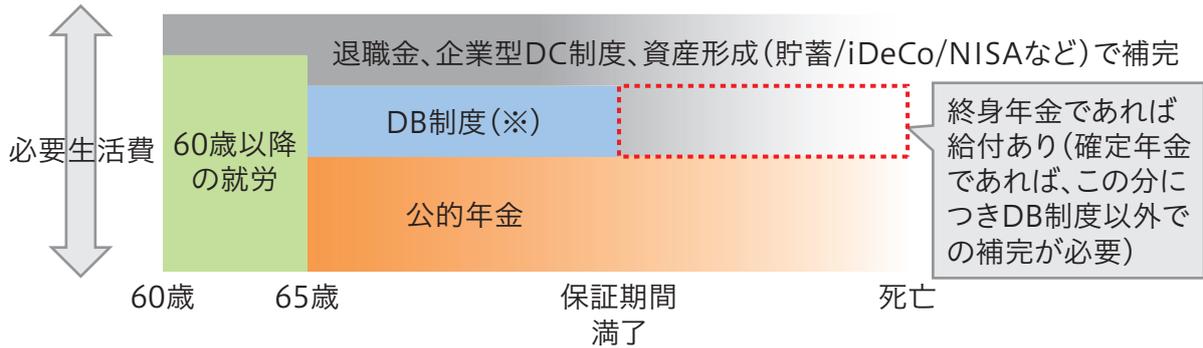
(3)長寿化による老後資金への影響について

これまでは、死亡率の改正が年金財政及び退職給付会計へ与える影響を見てきましたが、最後に今後益々進むことが想定される長寿化が個人の老後資金に与える影響について確認します。

【図表22】に老後資金計画のイメージ図を記載しています。公的年金を収入の柱としつつ、それに不足する部分については、60歳以降の就労、退職金、私的年金制度（DB制度/企業型DC制度など）、資産形成（貯蓄/iDeCo/NISAなど）を活用していくことが必要となります。

【図表22】老後資金計画のイメージ図

(※)DB制度は支給開始年齢を65歳まで繰り下げる前提



一方、長寿化により平均余命が延伸することから老後の生活に必要な資金は増加します。この必要な資金の増加については、公的年金で賄うことにはなりますが、それだけでは十分ではありません。

【図表23】は、足元及び20年後それぞれにおける、65歳以降生活していくにあたり公的年金だけでは賄えない額の比較を表しています。必要生活費31.4万円^(※1)に対し公的年金収入22.6万円^(※2)とすると、毎月8.8万円程度不足します。65歳時点男子の平均余命から概算すると、65歳以降の不足額の累積は、足元では総額2,179万円であるところ、長寿化に伴い、20年後には2,322万円となり、143万円拡大する見込みです。

DB制度で終身年金を採用していれば、この不足額に充当することで、DB制度の公的年金を補完する機能を強化することができ、長寿化の影響をある程度吸収することができますが、確定年金を採用している場合にはこうした補完効果は期待できないことから、自助努力の必要性が益々高まるものと考えられます。

(※1)【出所】「家計調査」(総務省統計局)における世帯主の年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出(二人以上の世帯のうち無職世帯(65～69歳))2019～2023年の実支出の平均

(※2)【出所】「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和6(2024)年財政検証結果—」(厚生労働省)における2024年度のモデル年金額(夫婦)

【図表23】「必要生活費—公的年金収入」の各年齢以降累積額

(金額単位:万円)

時点	65歳時点男子平均余命(年)	「必要生活費—公的年金収入」の65歳以降累積額 (8.8万円×12か月×平均余命)
足元	20.63	2,179
20年後(※)	21.99	2,322
増減(20年後—足元)	1.36	143

(※)20年後における65歳時点男子平均余命は、「将来生命表」を参考に推計した死亡率(2025年改正)における20年後の死亡率を基に推計

(4)おわりに

ここまで、モデルケースを通じて終身年金制度における死亡率の改正の影響を、年金財政及び退職給付会計の側面から、足元及び中長期的な目線で確認してきました。

「終身年金」というと従業員に対する保障は手厚い一方で、長寿化による債務・掛金・費用の増加といった側面もあります。ただし、モデルケースを通じて、死亡率改正の影響は一定の範囲内に収まり、足元の好調な年金財政にて一定程度吸収することができ、中長期的な目線でもその影響は限定的であることが確認できました。特に国際会計基準を採用しているケースでは退職給付会計の側面での影響は極めて小さいといえます。また、個人の老後資金に着目を見ると、長寿化により拡大する生活必要額への備えという観点から、自助努力の必要性が高まるとともに、益々DB制度やDC制度などの私的年金制度の充実が期待されるところです。

こうした点を踏まえると、従業員の老後の安定的な所得の保障のために引き続き終身年金を維持していくことも選択肢のうちの一つと考えられ、また、こうした取り組みが人的資本経営における従業員エンゲージメントを高めていくことに繋がるものと考えます。